

# 埼玉県立大学教職実践演習に係る単位の計算方法に関する規程

平成22年4月1日  
規程第115号

## (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第82条の規定に基づき、教職実践演習に係る単位の計算方法について定めるものとする。

## (教職実践演習に係る単位の計算方法)

第2条 教職実践演習の単位数は、講義形態が演習であるが、学則第61条第2項の規定にかかわらず、15時間の授業をもって1単位として計算するものとする。

## 附 則

## (施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。